

職員の懲戒処分について

松塩筑木曾老人福祉施設組合管理者塩尻市長は、地方公務員法第29条の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 処分発令日

令和2年1月22日

2 処分区分1

(1) 被処分者

特別養護老人ホーム勤務 技師（22歳 男性）

(2) 処分の種類

減給10分の1 3箇月

(3) 処分の理由

特別養護老人ホーム入所者に対する心理的虐待

(4) 事案の概要

令和元年10月12日の夜間勤務の際、特別養護老人ホームの入所者に対し、大きな声で暴言を浴びせ、同室の入所者にも恐怖を感じさせたため。

3 処分区分2

(1) 被処分者

特別養護老人ホーム勤務 技師（31歳 女性）

(2) 処分の種類

戒告

(3) 処分の理由

- ・地方公務員法第35条に規定する職務専念義務の違反
- ・委託業者職員に対するパワーハラスメント

(4) 事案の概要

平成30年4月から令和元年12月までの間、週2回の納入業者の納品の際、検品後に長時間に渡り私的な話をするなど、職務に専念していなかったため。

また、委託業者の複数職員から当該技師の著しく不適切な言動や態度に対する訴えがあり、この行為がパワーハラスメントにあたるため。